

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号）の一部を次の表のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、令和3年6月1日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

令和3年6月1日

高松市長 大西秀人

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>高契・公告第1号</p> <p>公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p>平成22年4月12日</p>	<p>高契・公告第1号</p> <p>公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含み、以下「契約規則」という。）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p>平成22年4月12日</p>

改正 平成22年8月18日〔高契・公告第51号〕（同年9月6日以降公表分について適用）

改正 平成23年4月1日〔高契・公告第10号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成23年6月6日〔高契・公告第20号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成23年7月29日〔高契・公告第47号〕（同年8月1日以降公表分について適用）

改正 平成24年3月29日〔高契・公告第8号〕（同年4月1日以降公表分について適用）

改正 平成24年5月28日〔高契・公告第38号〕（同年6月1日（12（19）に係る部分は、同年9月1日）以降公表分について適用）

改正 平成24年12月17日〔高契・公告第109号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成25年5月27日〔高契・公告第47号〕（同年6月1日以降公表分について適用）

改正 平成25年10月1日〔高契・公告第98号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成25年10月28日〔高契・公告第112号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成26年3月24日〔高契・公告第8号〕（同年4月1日以降公表分について適用）

改正 平成26年6月30日〔高契・公告第59号〕（同日以降公表分について適用）

改正 平成27年3月30日〔高契・公告第11号〕（同年4

月 1 日以降公表分について適用)

改正 平成 28 年 6 月 3 日〔高契・公告第 35 号〕(同日以降
公表分について適用)

改正 平成 29 年 4 月 1 日〔高契・公告第 31 号〕(同日以降
公表分について適用)

改正 平成 30 年 4 月 1 日〔高契・公告第 24 号〕(同日以降
公表分について適用)

改正 平成 31 年 4 月 1 日〔高契・公告第 27 号〕(同日以降
公表分について適用)

改正 令和 2 年 4 月 1 日〔高契・公告第 28 号〕(同日以降公
表分について適用)

改正 令和 2 年 5 月 1 日〔高契・公告第 45 号〕(同日以降公
表分について適用)

改正 令和 2 年 10 月 1 日〔高契・公告第 162 号〕(同日以
降公表分について適用)

改正 令和 3 年 4 月 1 日〔高契・公告第 29 号〕(同日以降公
表分について適用)

改正 令和 3 年 6 月 1 日〔高契・公告第 74 号〕(同日以降公
表分について適用)

高松市長 大 西 秀 人

高松市長 大 西 秀 人

12 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定める
ところによる。

(1)～(15) 略

(16) 「単体企業共通資格」とは、次の要件を全て満たすこと
をいう。

12 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定める
ところによる。

(1)～(15) 略

(16) 「単体企業共通資格」とは、次の要件を全て満たすこと
をいう。

ア～カ 略

キ 当該建設工事公告の工事の種類項目において表示された工事の種類に係る高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されて、連続して2年を経過している者（以下このキにおいて「連続2年以上当該業種登載者」という。）であること。この場合において、連続2年以上当該業種登載者となるために本来入札参加資格申請をすべき期間内に失念等によって入札参加資格申請をしなかった者が、その後の直近の受付期間内に入札参加資格申請をして高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載された場合において、その者が次のいずれにも該当するときは、当該入札参加資格を失っていた期間の前後の期間は、引き続いていたものとみなす。

(ア) 入札参加資格を失った日の前日から次のいずれにも引き続き該当していたこと。

a 当該工事の種類に係る法の許可を受けていること。

b 建設業法第27条の23の規定により当該工事の種類 of 公共工事を直接請け負うことができること。

(イ) 当該失念等の申出があったこと。

ク 略

(17)～(20) 略

ア～カ 略

キ 当該建設工事公告の工事の種類項目において表示された工事の種類（解体工事にあつては、建築一式工事又はとび・土工・コンクリート工事でも可）に係る高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されて、連続して2年を経過している者（以下このキにおいて「連続2年以上当該業種登載者」という。）であること。この場合において、連続2年以上当該業種登載者となるために本来入札参加資格申請をすべき期間内に失念等によって入札参加資格申請をしなかった者が、その後の直近の受付期間内に入札参加資格申請をして高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載された場合において、その者が次のいずれにも該当するときは、当該入札参加資格を失っていた期間の前後の期間は、引き続いていたものとみなす。

(ア) 入札参加資格を失った日の前日から次のいずれにも引き続き該当していたこと。

a 当該工事の種類に係る法の許可を受けていること。

b 建設業法第27条の23の規定により当該工事の種類 of 公共工事を直接請け負うことができること。

(イ) 当該失念等の申出があったこと。

ク 略

(17)～(20) 略